

令和元年度

個人情報保護の運用状況報告書

(枕崎市個人情報保護制度)

枕崎市

令和2年6月

市が保有する情報の中には、個人のプライバシーに関するものも多くあります。このような情報を適正に保護、管理するため、本市では、平成12年4月から個人情報保護制度を実施しています。

1 個人情報保護制度の内容

個人情報保護制度とは、市が保有している個人の情報を適正に管理する手続を定めるとともに、本人に限って情報の公開及び訂正を求める権利を保障し、また、市が保有している個人情報の管理等が適切でないと思われる場合に利用停止の請求をする権利を明らかにした制度です。

また、本市の情報公開制度で不開示としている個人に関する情報を、この制度を利用することで開示できるなど情報公開制度を補完する制度でもあります。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

議会、市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者

(2) 対象となる行政文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。）で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして現在保有しているものです。

(3) 個人情報となるもの

特定の個人を識別でき、又は識別できると思われるもの及び個人識別符号（特定の個人を識別することができる文字、番号、記号その他の符号をいう。）が含まれるものをおいいます。

この制度の施行日（平成12年4月1日）前に実施機関が収集した個人情報でも、実際に保有している行政文書に含まれる個人情報は、すべてこの制度の適用を受けます。

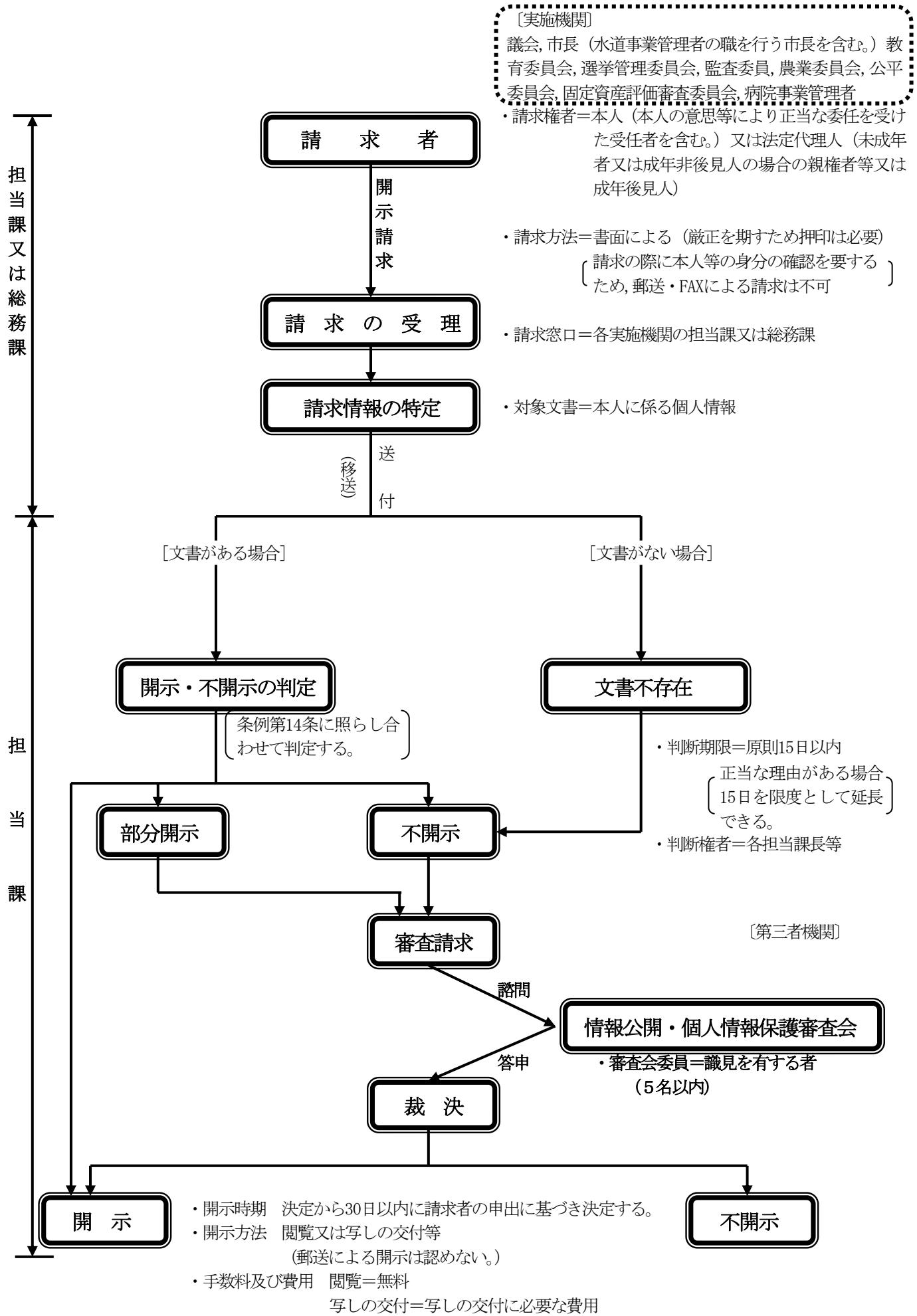
(4) 開示、訂正又は利用停止の請求ができる者の範囲

行政文書に記録されている個人に関する情報の本人（未成年者や成年被後見人である場合は、親権者や成年後見人等を含む。）である者に限って、開示、訂正又は利用停止の請求ができます。

(5) 個人情報の公開手続の流れ

個人情報の公開手続の流れは、次の図のとおりです。

個人情報の公開手続の流れ



制度の運用状況

1 請求等の内容及び処理状況・異議申立申請件数

(平成31年4月1日～
令和2年3月31日)

実施機関名 請求等の区分	個人情報の請求及び申出の内容				合計	処理状況		異議申立
	情報の開示	情報の訂正	情報の削除	情報の取扱是正		決定済件数	処理中件数	
議会	0	0	0	0	0	0	0	0
市長	1	0	0	0	1	1	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	1	1	0	0

2 請求の決定件数

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

3 担当課別決定内容内訳

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

4 個人情報開示請求等一覧表

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

5 個人情報保護審議会の審議内容

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

整理番号	区分	審議会に付する個人情報の内容等			審議依頼申請課名	個人情報保有課	審議会		
		審議に付する理由【事業名】	個人情報の名称及び内容	個人情報の取扱内容			開催年月	通知年月	通知内容
	不開催								